

---

# 資料編

---

# 資料編

## 1 用語説明

本文中に※印がついている用語を表記しています。

用語	説明
※1 包括的な支援体制	3つの構成要素（①地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備、②住民に身近な圏域で、分野を超えて地域生活課題に総合的に対応するための体制整備、③支援関係機関等が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制整備）からなる市町村が整備する体制のこと（平成30年社会福祉法改正）。
※2 重層的支援体制整備事業	令和3年に改正された社会福祉法により法定化された事業で、「包括的な支援体制」を具体化するための事業として位置づけられた。市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制をコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須としている。
※3 広島市地域コミュニティ活性化ビジョン	住民同士が支え合い、安全・安心に暮らすことができる地域を創り、持続可能な地域社会の実現を図ることを目的として広島市が策定した地域コミュニティ活性化に向けた施策展開の構想。
※4 広島型地域運営組織ひろしまLMO	広島市地域コミュニティ活性化ビジョンに基づく新たな協力体制として、市民主体のまちづくりを推進する組織のことで、広島市が認定した組織をひろしまLMO（エルモ）という。
※5 広島市成年後見利用促進センター	成年後見制度の利用促進を図る上で中核的な役割を担うセンター。市社協内に設置・開設し、成年後見制度に関する広報・啓発活動、相談対応、後見人等への支援などを行う。
※6 地域生活課題	福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、地域社会からの孤立、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を指す。
※7 福祉教育	身の回りの人々や地域との関わりを通して、そこにどのような福祉課題があるかを学び、その課題を解決する方法を考え、解決のための行動する力を養うことを目的とした地域に暮らす全世代を対象とした取組。

※ <sup>8</sup> プラットフォーム	本計画内では、「共通の目的の達成や課題解決、活動の情報交換などを行うために連携する場」の意としている。
※ <sup>9</sup> 災害ボランティアセンター	1995年の阪神・淡路大震災以降、被災地の市区町村社協が中心となって災害ボランティアセンターを設置することが主流となった。「被災者中心」「地元主体」「協働」の設置・運営の三原則の下、被災者・被災地域の生活再建に向けた困りごと（ニーズ）の解決に向けて地域、ボランティア、NPOなどの多者と協働して、被災者支援活動を円滑に進めるための拠点。
※ <sup>10</sup> 協働型災害ボランティアセンター	地域、ボランティア、NPOなどの多者との協働により運営する災害ボランティアセンターを指す。
※ <sup>11</sup> 市域協議体	生活支援等サービスの体制整備に向けて、生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体などが参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、設置・開催している（市社協事務局）。また、各区においても同様の趣旨の下、「区域協議体」を設置・開催している（各区社協事務局）。
※ <sup>12</sup> 居場所づくり連絡会	子ども、高齢者、障害者などの居場所づくりの活動に取り組む、またはこれから取り組もうと考えている団体や個人の情報交換や活動者同士のつながりづくりの場として、原則、偶数月の第4水曜日午後で開催している（市社協事務局）。
※ <sup>13</sup> 社会的孤立・生活困窮者支援団体連絡会	社会的孤立・生活困窮者への相談・支援活動を行っている団体等がお互いの活動を知り、連携を図って迅速かつ効果的な支援活動を進めていくことを目的として、概ね2か月に1回開催している（市社協事務局）。
※ <sup>14</sup> もったいないをつなぐネットワーク	活用できるのに捨てられるもったいない食品や物品を必要な団体につなげるための仕組みづくりや、社会的課題に対応した活動を広めることなどを目的に、企業や団体と令和4年に立ち上げたネットワーク（市社協事務局）。

## 2 第8次計画の総括・評価

### 基本理念

すべての人に居場所や役割があり、  
多様性を認め合い、支え合いのあるまちをつくろう

### 基本目標

- I 住民・市民自らが考え、話し合い、実践できるまち
- II 住民・市民、民間団体、専門機関・専門職、行政等がつながり、課題解決ができるまち

### 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画として、第1章及び第2章が該当。

#### 第1章及び第2章総括

- 市民・住民向けの設定項目としては適正であったが、地域福祉推進への活動主体はますます多様化しており、第8次計画で提唱したプラットフォームの形成には至っていない現状にある。
- 設定項目や内容よりも発信方法、発信対象、伝え方が不十分であり、計画策定委員会参画団体（以下「参画団体」という。）に十分共有されていなかったことから、参画団体の課題の共有、関係性を深めることが必要。
- 社協職員には第1章及び第2章部分が市民・関係団体向けと認識され、第3章の社協発展強化計画と切り分けて別の計画と認識理解されていたため、第8次計画が社協活動の指針としての位置づけとはならなかった。

#### ● 整理した課題

第8次計画において整理した以下の課題①～⑥は、第9次計画における基本目標の設定にあたって、活用した。

- ① 生活困窮、社会的孤立問題
- ② 地域包括支援体制の整備
- ③ 公民協働、住民と専門職協働
- ④ 地域福祉基盤組織の整備、強化
- ⑤ 自然災害への対応、体制整備
- ⑥ 権利擁護支援体制の整備
- ⑦ 地域福祉の中核組織としての社協体制整備

## 社協活動・組織 発展強化計画

組織 発展強化計画として、第3章が該当。基本理念・基本目標は地域福祉活動計画と同じ。

### 第3章総括

#### 計画方針1 福祉のまちづくりを進める活動を推進します

- 地域福祉活動の推進を図るため、地区社協における「新・福祉のまちづくり総合推進事業（3事業）」、「地区社協活動拠点設置推進事業」、「福祉のまちづくりプラン策定事業」の5つの事業実施を支援しました。
- コロナ禍で様々な地域活動が制限される中においても、近隣ミニネットワークづくり推進事業及びふれあい・いきいきサロン設置推進事業の実施件数が増加しました。その要因として、市の高齢者地域支え合い事業や介護保険制度による一般介護予防事業（地域高齢者交流サロン運営補助等）、高齢者いきいき活動ポイント事業等と一体的に取り組むことができたことが考えられます。
- 地区社協活動拠点の設置促進に向けて、既存の助成事業に加え、令和2年度から広島市の補助金を活用し、地区社協活動拠点事務局強化支援の取組として「地区社協活動拠点活性化支援事業」を開始しました。既存の助成事業の効果と相まって、平成29年度から令和3年度までに新規設置された地区社協活動拠点は11か所に上ります。
- 福祉のまちづくりプランについては、コロナ禍の影響により、地域で参集型の会議を開くことが難しい状況にあったことから、平成31年度以降に第1次プランを策定した地区はありませんでした。しかしながら、令和4年度に入り、地域で参集型の会議や地域行事も再開の兆しが見え始めたことから、プラン策定に取り組む地区も現れています。
- 地域においては、町内会・自治会の解散・脱退などにより、地区社協の活動財源が減少している地区も見受けられます。また、地域福祉活動推進における重要な財源である赤い羽根共同募金についても年々募金額が減少している状況のため、効果的なPR及び募金の確保に努めると共に、現在実施している地区社協への助成事業についても維持しながら、引き続き地区社協支援を行います。
- また、地区社協への支援については、各地区の置かれている状況には濃淡があるため、それぞれの地区の特性に応じた細やかな支援策を検討し、提案できるよう努めます。

#### 計画方針2 多様な市民活動を応援します

- ボランティア活動等の推進について、市域のボランティア推進機関との連絡会議等を通じて、顔の見える関係づくりを進めると共に、企業の社会貢献活動担当者向けの研修会・情報交換会を開催し、企業同士のつながりづくりを進めました。
- コロナ禍では、学生のボランティア活動を控える大学が多くあり、また、活動先の施設等の受け入れも難しい面があり、学生のボランティア活動を推進することが困難でした。一方で、コロナ禍において、企業による作業所製品の購入機会の創出や食品・物品寄付など、企業の社会貢献活動の相談・調整が増加しています。今後は、コロナ禍（ウィズコロナ）での学生のボランティア活動における調整方法を検討すると共に、企業による社会貢献活動について、企業へ活動の提案ができるよう情報の整理等を進めます。

- 災害ボランティアセンター活動について、「平成30年西日本豪雨災害」及び「令和3年8月11日からの大雨」に伴う被災者への支援活動のため、広島市災害ボランティア本部及び被害が大きかった区社協に区災害ボランティアセンターを立ち上げ、広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の構成団体、地区社協をはじめとした地域団体、県外社協応援職員等と共に被災者支援活動を行いました。また、広域激甚災害時における被災地支援のため、県外社協が設置の災害ボランティアセンターへ職員を派遣しました。
- 災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営体制の整備を図るため、令和4年11月に「広島市(区)災害ボランティア本部(センター)の設置及び運営等に関する協定」を広島市と締結しました。
- 今後は、これまでの災害対応の経験伝承及び地元関係者主体による「協働型災害ボランティアセンター」の体制づくりを進めるため、社協職員を対象とした研修会及び地区社協、民児協等の関係団体を対象とした災害ボランティアセンター運営者研修会の開催を目指します。

### 計画方針3 一人ひとりの暮らしを受け止め、つなぎ、ささえます

- 身近で包括的な相談支援体制づくりに資する取組として、生活に困窮した市民が相談しやすい環境整備を図るため、平成30年度から「広島市くらしサポートセンター」の全区展開を行っています。
- 令和4年度からは、くらしサポート係を2係に編成し、体制を整えました。また、専門的な知見に基づいた支援方針を立てるため、精神科医や弁護士等との多職種連携によるスーパーバイズや市・区域での様々な相談機関等と密に連携することで、相談者が抱える課題の早期発見・解決に取り組んでいます。今後は、地域支援の視点を大切に、区社協と連携しながら、相談者を地域活動につなぐ等の支援をより意識して行います。
- 福祉サービス利用援助事業においても、より地域に近いところで支援ができるよう平成31年度から、サブセンターの設置を開始し、現在は、安佐南区・安佐北区を管轄する北部サブセンターを安佐南区事務所内に設置しています。サブセンターを設置したことで、関係機関とも密に連携を図ることができるようになり、また、支援を行う専門員の移動距離短縮に伴う業務の効率化を図ることができました。
- 更なる業務の効率化及び情報の一元化を図るため、新たに業務用ソフトの導入を行いました。今後は、導入した業務用ソフトの効果的な活用を図る等本事業の効率的な運営及び地域との連携強化を目指し、専門員の区社協展開について検討を進めます。
- 成年後見事業「こうけん」(法人後見)について、法人として成年後見人等を受任する法人後見の体制を整えると共に、成年後見運営審査委員会において、法人後見実施状況報告を行い、適正な運営の確保に努めています。
- 引き続き、受任件数の増加に対応していくため、内部体制の強化を図っていくと共に、広島市市民後見人候補者バンクから成年後見人として推薦された登録者について、「こうけん」受任中の案件への追加専任申し立てを行い、バンク登録者との複数後見を進めます。
- また、令和3年10月には、成年後見制度の普及啓発等を行うため、「広島市成年後見利用促進センター」を市から受託し、開設しました。センターを開設したことにより、成年後見制度に関する問合せ及び相談が増加しており、そうした対応を行うと共に、地域連携ネットワーク推進会議への参加等、他団体との協力・連携を図っています。

#### 計画方針 4 社協の組織・財政の充実強化を図ります

- 今日、社協に求められる業務内容等の拡大に対し、効率的な運営と事業間連携のため、組織再編を行うと共に、職員の増員や新たな係の設置を行いました。
- また、市・区社協に分かれている法人運営業務の集約及び効率化を図ることにより、今後とも地域福祉推進の中核的役割を担えるよう、活動基盤の強化を図ることを目的として、令和4年4月1日付で市・区社協の法人統合を行いました。法人統合により、区社協における法人運営業務の軽減が図られましたが、今後は法人運営以外の業務についても軽減できるよう組織体制の整備を引き続き行い、地域支援に注力できるよう努めます。
- 職員採用について、これまでの職員採用試験の方法を見直し、広島市とも鋭意交渉に努めた結果、令和4年度の職員採用試験からスケジュールを前倒しての実施が認められ、令和3年10月から11月にかけて職員採用試験を実施しました。このことにより、20代から30代（新卒者を含む）の合格者を確保することができました。今後も、時期の定まった採用試験の実施や、社会福祉士の資格要件に固執しない採用について広島市と協議し、若い年齢層の確保を行いながら、幅広い人材の確保を目指します。
- 自主財源の確保について、会費、寄付金（繰越金）を更に有効活用できるよう予算の組替を行い、基金の取り崩しを最小限にすることで運用資産の確保に努めました。今後も、地域への還元を主とした有効活用について検討し、活用方法を広くPRすることで共感を得ながら、自主財源の確保に努めます。

### 3 アンケート結果概要

#### ●地区社協現況調査

調査概要	
項目	内容
調査名	令和5年度(2023年度)地(学)区社会福祉協議会現況調査
調査実施主体	社会福祉法人広島市社会福祉協議会
調査目的	地区社協の組織・活動・財政等の現状と課題の把握に加え、コロナ禍における地区社協活動の活動・運営についての現状と課題を把握すると共に、改めて第9次計画に活かしていくことを目的に実施した。
調査対象	市内140地区社協
調査方法	地区社協会長あて郵送による配付、郵送回収
調査期間	令和5年6月26日から7月25日(締切設定日) ※当初、調査期間は7月25日までの予定であったが、8月25日到着分まで受け付けた。
回収結果	134件(回収率 95.7%)
調査項目概要	<ol style="list-style-type: none"><li>1 コロナ禍における地区社協活動について</li><li>2 コロナ禍以降の地区社協活動について</li><li>3 地区社協事務局体制について</li><li>4 地区社協の財務状況について</li><li>5 地区社協活動拠点について</li><li>6 サロン活動について</li><li>7 ボランティアバンク活動について</li><li>8 見守り活動について</li><li>9 福祉のまちづくりプランについて</li></ol>

※調査項目のうち、1・5の一部を抜粋・要約して掲載しています。

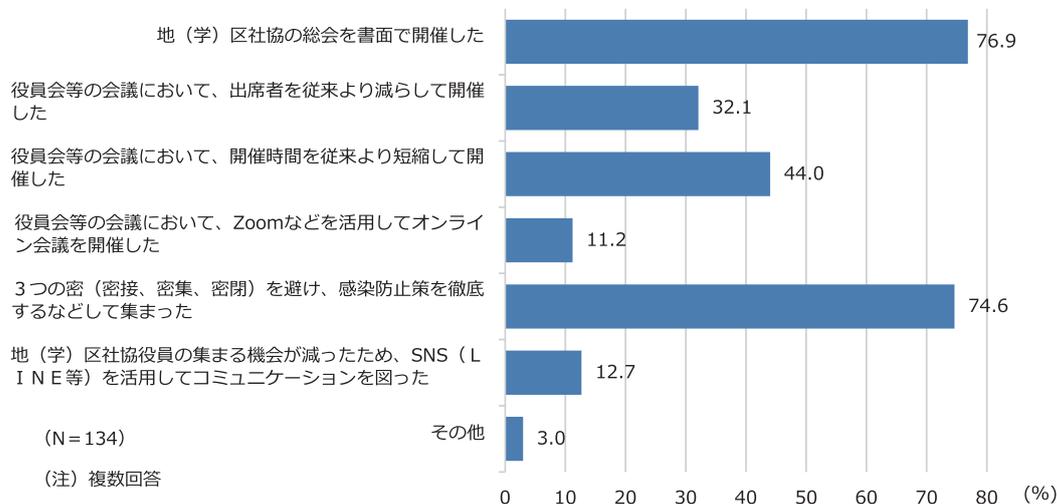
※調査の全容は市社協ホームページでご覧いただけます。

<https://shakyo-hiroshima.jp/pdf/t20231227-064048-1.pdf>



## 1 コロナ禍における地区社協活動について

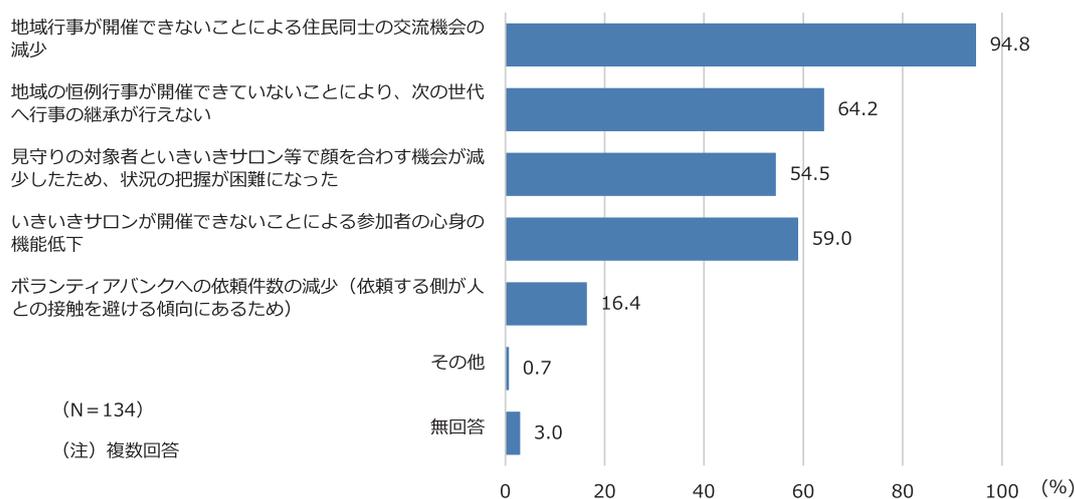
問1 地（学）区社協の運営を行う上で、感染防止に配慮しつつ、工夫して取り組んだことを以下の中から該当するものをすべて回答欄に記入してください（緊急事態宣言下などの自粛期間中は除きます）。（複数回答）



### コロナ禍における地区社協運営上の工夫

運営上の工夫として、「地（学）区社協の総会を書面で開催した」（76.9%）、「3つの密（密接、密集、密閉）を避け、感染防止策を徹底するなどして集まった」（74.6%）等の回答から、非対面での開催と対面での開催を使い分けながら運営されてきたことがうかがえます。

問4 地（学）区社協の事業（行事・見守り等の各種取組）を行う上での課題として、該当するものを以下の中からすべて回答欄に記入してください（緊急事態宣言下などの自粛期間中は除きます）。（複数回答）

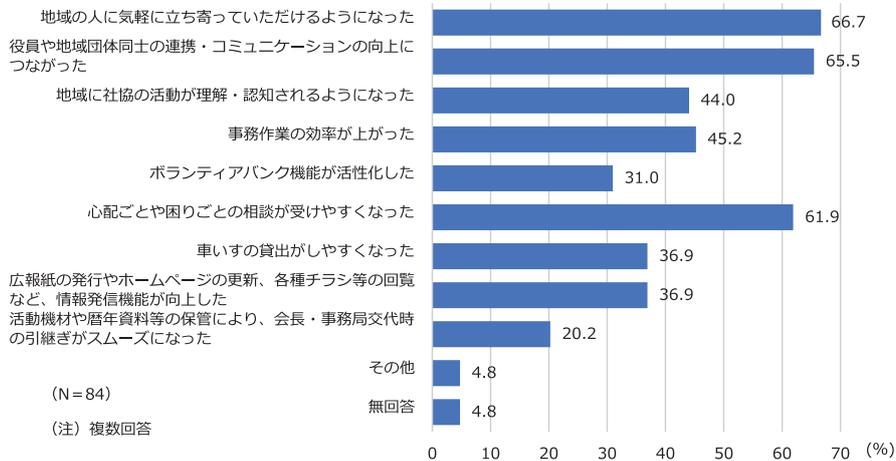


### コロナ禍における地区社協事業上の工夫と課題

課題としては、「地域行事が開催できないことによる住民同士の交流機会の減少」（94.8%）、「地域の恒例行事が開催できていないことにより、次の世代へ行事の継承が行えない」（64.2%）、「いきいきサロンが開催できないことによる参加者の心身の機能低下」（59.0%）等の回答から、住民の交流機会の減少、外出機会の減少による高齢者の心身機能の低下等への影響がうかがえます。

## 5 地区社協活動拠点について

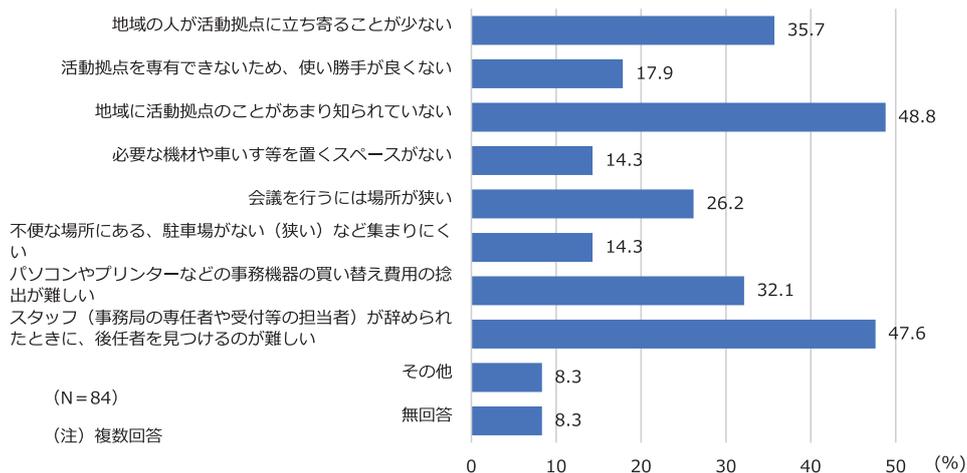
問 28 地（学）区社協活動拠点の設置及びスタッフを配置した効果について、以下の中から該当するものをすべて回答欄に記入してください。（複数回答）



### 活動拠点の設置及びスタッフ配置後の効果

スタッフを配置することにより、「地域の人に気軽に立ち寄っていただけるようになった」（66.7%）、「役員や地域団体同士の連携・コミュニケーションの向上につながった」（65.5%）、「心配ごとや困りごとの相談が受けやすくなった」（61.9%）、「事務作業の効率が上がった」（45.2%）の回答から、活動拠点が「住民の交流やつながりを促進」しているとともに、「役員間及び地域団体との連携向上」や「相談を受け止める場」「事務効率の向上」等の機能強化につながっていることがうかがえます。

問 29 地（学）区社協活動拠点の設置及びスタッフの配置に関する課題について、以下の中から該当するものをすべて回答欄に記入してください。（複数回答）



### 活動拠点の設置及びスタッフ配置後の課題

他にも、活動拠点を活用したサロンの開催、保健師による健康相談や広報紙等で活動拠点を周知する取組など行われていますが、「地域に活動拠点のことがあまり知られていない」（48.8%）、「スタッフが辞められたときに、後任者を見つけるのが難しい」（47.6%）、「地域の人が活動拠点に立ち寄ることが少ない」（35.7%）の回答から、住民に対する活動拠点の周知や持続的に活動していくための担い手の確保が課題になっていることがうかがえます。

## ●地域福祉に関する市民意識調査

調査概要	
項目	内容
調査名	地域福祉に関する市民意識調査
調査実施主体	広島市（担当：健康福祉局地域共生社会推進課）
調査目的	地域福祉に関する今後の施策の参考とするため実施した。
調査対象	広島市内在住の18歳以上のうち無作為に抽出した5,000人
調査方法	郵送による配付、回収（インターネット回答と併用）
調査期間	令和5年1月20日から2月6日
回収結果	2,006件（回収率 40.1%）
調査項目概要	1 回答者属性 2 個人・世帯の課題や相談状況について 3 地域の課題や住民同士の支え合いについて 4 地域活動への参加状況について

※調査項目のうち、3・4の一部を抜粋・要約して掲載しています。

※調査の全容は、広島市が策定の「第2次広島市地域共生社会実現計画」でご覧いただけます。

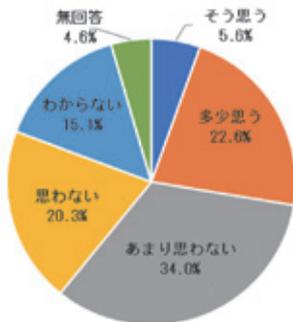
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/55/365150.html>



## ●【地域福祉に関する市民意識調査結果より】

### 住民同士の支え合い意識

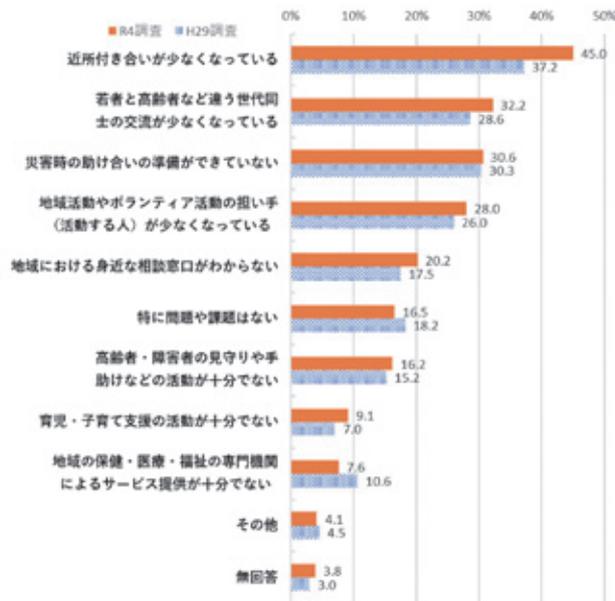
あなたは、地域の課題解決に向けた住民同士の支え合いができていますか。



- 地域での住民同士の支え合い意識は低い状況にある
  - ・あまり思わない (34.0%) + 思わない (20.3%) = 54.3%

### 地域で生じている課題

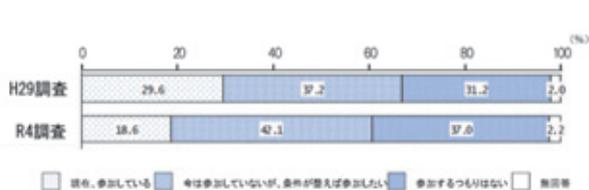
あなたの地域には、どのような問題や課題があると思いますか。(複数回答)



- 近所付き合いや世代間交流への課題意識が高い
  - ・近所付き合いが少なくなっている (37.2% → 45.0%)
  - ・若者と高齢者など違う世代同士の交流が少なくなっている (28.6% → 32.2%)
- 課題意識のうち、専門機関によるサービス提供に対するものは改善傾向にある
  - ・地域の保健・医療・福祉の専門機関によるサービス提供が十分でない (10.6% → 7.6%)

### 地域活動等への参加状況

あなたは、地域活動やボランティア活動に参加していますか

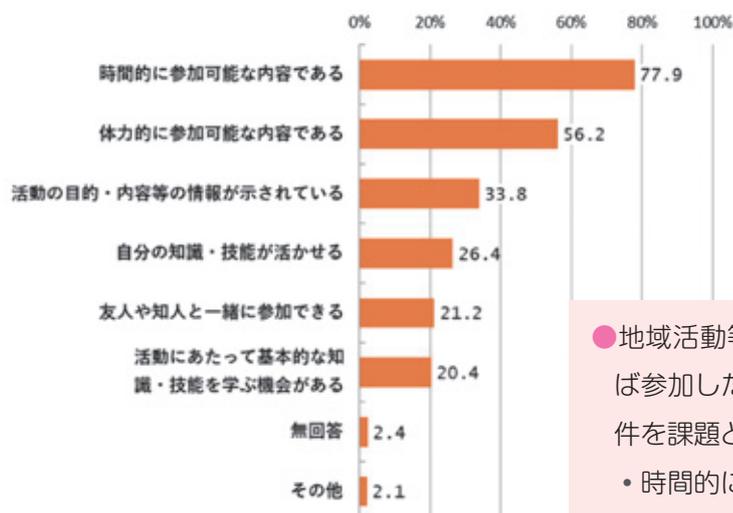


- 地域活動等への参加者は減少傾向にあり、地域での支え合い意識の低下がみられる
  - ・現在、参加している (29.6% → 18.6%)
  - ・今は参加していないが条件が整えば参加したい (37.2% → 42.1%)
  - ・参加するつもりはない (31.2% → 37.0%)

出典：第2次広島市地域共生社会実現計画

### 地域活動等への参加条件

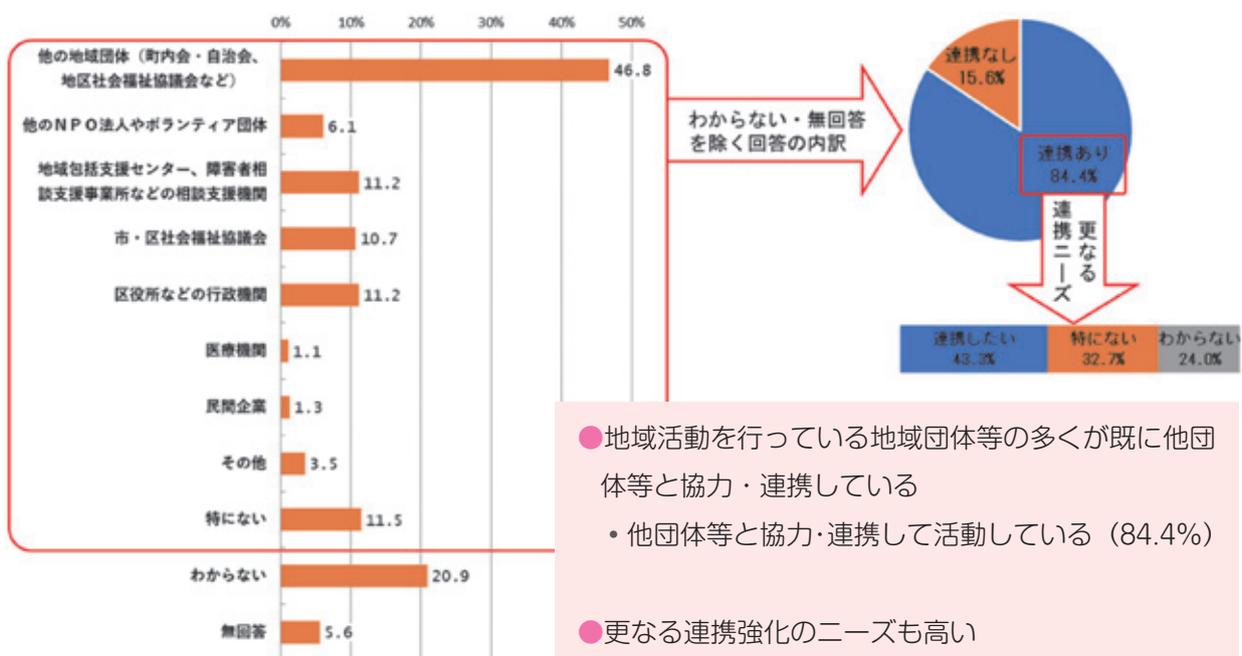
あなたはどの様な条件が整えば、地域活動やボランティア活動に参加したいですか。(複数回答)



- 地域活動等へ、「今は参加していないが条件が整えば参加したい」と回答した者について、時間的な条件を課題としている割合が最も多い
  - ・ 時間的に参加可能な内容である (77.9%)

### 地域団体間の連携状況

あなたが参加している地域活動やボランティア活動について、協力や連携を行っている団体はありますか。(複数回答)



- 地域活動を行っている地域団体等の多くが既に他団体等と協力・連携している
  - ・ 他団体等と協力・連携して活動している (84.4%)
- 更なる連携強化のニーズも高い
  - ・ 今後、新たに協力・連携したい団体がある (43.3%)

出典：第2次広島市地域共生社会実現計画

## 4 各種委員会名簿

### 広島市社会福祉協議会 地域福祉総合企画委員会委員名簿

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日

	役名	氏名	所属	職名	選出区分
1	委員長	堀田 稔	広島文化学園短期大学	名誉教授	学識経験者
2	副委員長	肥後井 昭	広島市民生委員児童委員協議会	会長	関係団体
3	副委員長	久保田 詳三	社会福祉法人 広島市社会福祉協議会佐伯区事務所 五日市東学区社会福祉協議会	運営委員長 会長	社協
4	委員	川口 隆司	広島市ボランティアセンター運営委員会 基金管理運営委員会	委員長 委員	関係団体
5	委員	上谷 美聡	広島市企画総務局企画調整部	部長	行政
6	委員	細谷 昌弘	広島市健康福祉局	次長	行政
7	委員	藤井 紀子	社会福祉法人広島市社会福祉協議会 福祉施設部会	部会長	専門機関
8	委員	荒木 清希	社会福祉法人 広島市社会福祉協議会	常務理事	社協

上谷委員は令和5年4月1日から就任（令和5年3月31日まで 児玉 晃典委員）

細谷委員は令和5年4月1日から就任（令和5年3月31日まで 間所 英二委員）

荒木委員は令和5年4月1日から就任（令和5年3月31日まで 中村 一彦委員）

## 地域福祉推進第9次計画策定委員会委員名簿 (地域福祉総合企画委員会 問題別委員会)

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日

1	役名	氏名	所属	職名	選出区分
1	委員長*	堀田 稔	広島文化学園短期大学	名誉教授	学識経験者
2	副委員長*	久保田 詳三	社会福祉法人 広島市社会福祉協議会 佐伯区事務所 五日市東学区社会福祉協議会	運営委員長 会長	地区社協・ 地域活動
3	副委員長*	栗栖 和子	広島市民生委員児童委員協議会	副会長	民児協
4	委員*	川口 隆司	認定NPO法人コミュニティリーダー ひゅーるぼん	理事長	NPO・障害
5	委員	香川 恭子	ひろしま子育て支援NPO協議会	代表	NPO・子育て
6	委員	高橋 博	公益財団法人 広島市老人クラブ連合会	会長	地域団体
7	委員	田中 敬子	広島県生活協同組合連合会	常務理事	協同組合
8	委員	細谷 昌弘	広島市健康福祉局	次長	行政 (高齢・障害)
9	委員	澄川 宏	広島市企画総務局地域活性化調整部 コミュニティ再生課	課長	行政 (コミュニティ)
10	委員	秦野 英子	若者活動サポートセンターあおぞら	代表	ボランティア
11	委員	藤原 志保子	一般財団法人 広島市母子寡婦福祉連合会	会長	ひとり親・ 生活困窮
12	委員	和田 周大	公益財団法人 中国地域創造研究センター	主席研究員	企業等
13	委員	村上 敬子	公益社団法人 認知症のひとと家族の会広島県支部	世話人代表	高齢者
14	委員	森井 基嗣	広島弁護士会	弁護士	司法
15	委員	善川 夏美	社会福祉法人 広島市手をつなぐ育成会	副会長	障害者
16	委員	満田 一博	一般社団法人 広島市医師会	常任理事	医療
17	委員*	安部 倫久	社会福祉法人 交響	理事長	社会福祉法人・ 障害
18	委員*	井岡 仁志	ローカリズム・ラボ	代表	地域活動
19	委員	荒木 清希	社会福祉法人 広島市社会福祉協議会	常務理事	社協
20	委員*	坂本 泉	社会福祉法人 広島市社会福祉協議会 東区事務所	事務局長	区社協

栗栖委員は令和4年12月8日から就任（令和4年12月7日まで 篠原 典祐委員）

田中委員は令和5年6月21日から就任（令和5年6月20日まで 大野 正喜委員）

細谷委員は令和5年4月1日から就任（令和5年3月31日まで 間所 英二委員）

澄川委員は令和5年4月1日から就任

荒木委員は令和5年4月1日から就任（令和5年3月31日まで 中村 一彦委員）

\*のある方は、第9次計画策定委員会作業部会委員を兼ねる

## 令和5年度 地域福祉推進第9次計画策定 部門別ワーキンググループ名簿

### ■小地域福祉活動部門

	氏名	職名
1	完田 有希子	市社協地域福祉推進課 地域共生係長兼事業係長 小地域福祉活動部門座長
2	森山 敬信	安芸区社協主任
3	高路 博一	安佐北区社協主任
4	角田 徹	安佐南区社協主事
5	田畑 健雄	市社協地域福祉推進課長
6	湯浅 英幸	市社協地域連携支援担当課長

### ■相談支援体制推進部門

	氏名	職名
1	榎 武志	市社協くらしサポート課 くらしサポート第二係長 相談支援体制推進部門座長
2	菅野 典子	佐伯区社協主任
3	村木 一雄	市社協権利擁護課長
4	安井 由起子	市社協くらしサポート課長
5	下宮 葉子	市社協権利擁護課 福祉サービス利用援助係長
6	柴井 恵	市社協権利擁護課 成年後見係長

### ●事務局

	氏名	職名
1	山根 亮	市社協地域福祉推進課 地域福祉係長
2	大原 一輝	市社協地域福祉推進課 地域福祉係主事
3	望月 愛梨	市社協地域福祉推進課 地域福祉係主事

### ■市民活動応援部門

	氏名	職名
1	河内 豊	中区社協主任 市民活動応援部門座長
2	藤岡 義晃	南区社協主任
3	服部 博信	市社協ボランティア情報センター 所長
4	古川 絵美	市社協地域福祉推進課 事業係主査
5	岡本 真理子	市社協ボランティア情報センター 主事
6	大原 一輝	市社協地域福祉推進課 地域福祉係主事(事務局兼務)

### ■組織・財政強化部門

	氏名	職名
1	松井 裕次	市社協総務課 経理係長 組織・財政強化部門座長
2	影久 香	西区社協主任
3	谷 宏子	東区社協主任
4	高橋 浩二	市社協総務課長
5	鵜野 沙弥	市社協総務課 庶務係主事

## 5 計画の策定経過

### 令和4年度の会議開催状況

回	会議名	開催日時	主要議題
第1回	総合企画委員会	令和4年7月22日 9:00～10:00	1 委員長の互選及び副委員長の指名について 2 地域福祉推進第8次計画及び第9次計画について
第1回	策定委員会	令和4年7月22日 10:00～12:00	1 委員長及び副委員長の互選について 2 地域福祉推進第8次計画及び第9次計画について
第1回	部門別ワーキンググループ会議 (以下「WG会議」) 全体会	令和4年10月3日 14:00～15:30	1 計画策定にあたって
第1回	作業部会	令和4年10月6日 14:00～16:00	1 作業部会の役割について 2 第8次計画 第1章及び第2章の総括について
第1回	WG会議 市民活動応援部門	令和4年10月18日 14:00～17:00	1 第8次計画 第3章の総括について ・福祉教育、ボランティア事業関連
第1回	WG会議 相談支援体制推進部門	令和4年10月19日 9:30～12:00	1 第8次計画 第3章の総括について ・権利擁護、くらしサポ事業関連
第1回	WG会議 組織・財政強化部門	令和4年10月27日 16:00～17:00	1 第8次計画 第3章の総括について ・組織体制、職員採用関連
第1回	WG会議 小地域福祉活動部門	令和4年10月28日 10:00～12:00	1 第8次計画 第3章の総括について ・地区社協活動関連
第2回	WG会議 相談支援体制推進部門	令和4年11月1日 9:30～12:00	1 第8次計画 第3章の総括について ・権利擁護事業関連
第2回	WG会議 小地域福祉活動部門	令和4年11月8日 10:00～12:00	1 第8次計画 第3章の総括について ・生活支援体制整備事業関連
第2回	WG会議 市民活動応援部門	令和4年11月17日 13:00～16:30	1 第8次計画 第3章の総括について ・担い手、シニア大学関連
第3回	WG会議 小地域福祉活動部門	令和4年11月21日 10:00～12:00	1 第8次計画 第3章の総括について ・シニア大学、プラットフォーム関連
第3回	WG会議 相談支援体制推進部門	令和4年11月24日 14:00～16:00	1 第8次計画 第3章の総括について ・権利擁護、くらしサポ事業関連
第2回	WG会議 組織・財政強化部門	令和4年12月1日 16:00～17:00	1 第8次計画 第3章の総括について ・自主財源、赤い羽根共同募金関連
第3回	WG会議 市民活動応援部門	令和4年12月5日 9:30～11:30	1 第8次計画 第3章の総括について ・部門に係る事業全体
第4回	WG会議 小地域福祉活動部門	令和4年12月5日 10:00～12:00	1 第8次計画 第3章の総括について ・部門に係る事業全体
第3回	WG会議 組織・財政強化部門	令和4年12月8日 16:00～17:00	1 第8次計画 第3章の総括について ・指定管理、プラットフォーム関連
第3回	WG会議 全体会	令和4年12月15日 10:00～12:00	1 各ワーキンググループからの報告について 2 今後について
第2回	作業部会	令和5年1月20日 14:00～16:30	1 第9次計画策定に向けた課題整理 2 第8次計画 第3章総括について
第3回	作業部会	令和5年2月13日 14:00～16:30	1 市・区社協の今後に向けての課題 2 第9次計画の枠組み及び構成について
第2回	策定委員会	令和5年3月23日 14:00～16:00	1 第8次計画の総括について 2 第9次計画策定課題について
第2回	総合企画委員会	令和5年3月24日 14:00～16:00	1 第8次計画の総括について 2 第9次計画策定課題について

## ●令和5年度の会議開催状況

回	会議名	開催日時	主要議題
第1回	WG会議 全体会	令和5年5月30日 10:00～12:00	1 第9次計画の構成(案)について 2 第9次計画における区社協計画について
第1回	作業部会	令和5年6月12日 14:00～16:30	1 第9次計画の構成概案について 2 策定委員等へのアンケートの実施案について
第1回	策定委員会	令和5年7月18日 10:00～12:00	1 第9次計画の構成概案について 2 策定委員へのアンケートの実施案について
第1回	総合企画委員会	令和5年7月20日 14:00～16:00	1 第9次計画の構成概案について 2 策定委員へのアンケートの実施案について
第2回	作業部会	令和5年9月1日 13:30～16:00	1 第9次計画構成案について
第2回	WG会議 全体会	令和5年9月13日 10:00～12:00	1 第9次計画の構成案について 2 今後の部門別ワーキングの進め方について
第2回	策定委員会	令和5年9月21日 10:00～12:00	1 第9次計画策定スケジュールについて 2 第9次計画構成案について
第3回	WG会議 全体会	令和5年9月29日 14:00～16:00	1 今後の部門別ワーキングの進め方について 2 第9次計画策定における区社協活動計画について
第1回	WG会議 小地域福祉活動部門	令和5年10月12日 10:00～12:00	1 取組項目の検討
第1回	WG会議 市民活動応援部門	令和5年10月12日 9:00～11:00	1 取組項目の検討
第1回	WG会議 相談支援体制推進部門	令和5年10月17日 9:00～11:00	1 取組項目の検討
第1回	WG会議 組織・財政強化部門	令和5年10月19日 10:00～12:00	1 取組項目の検討
第2回	WG会議 小地域福祉活動部門	令和5年10月23日 10:00～12:00	1 取組項目の検討
第2回	WG会議 市民活動応援部門	令和5年10月23日 14:00～17:00	1 取組項目の検討
第3回	作業部会	令和5年10月30日 14:00～16:30	1 第9次計画構成案について
第2回	WG会議 組織・財政強化部門	令和5年10月31日 10:00～12:00	1 取組項目の検討
第3回	WG会議 小地域福祉活動部門	令和5年11月6日 10:00～12:00	1 取組項目の検討
第3回	WG会議 市民活動応援部門	令和5年11月6日 14:00～17:00	1 取組項目の検討
第2回	WG会議 相談支援体制推進部門	令和5年11月7日 15:00～17:00	1 取組項目の検討
第3回	WG会議 組織・財政強化部門	令和5年11月14日 15:00～16:30	1 取組項目の検討
第4回	WG会議 小地域福祉活動部門	令和5年11月21日 10:00～12:00	1 取組項目の検討

第4回	WG会議 市民活動応援部門	令和5年11月21日 15:00～17:00	1 取組項目の検討
第3回	策定委員会	令和5年11月27日 10:00～12:00	1 第9次計画構成案について
第5回	WG会議 市民活動応援部門	令和5年11月29日 9:00～12:00	1 取組項目の検討
第4回	WG会議 組織・財政強化部門	令和5年11月29日 10:00～12:00	1 取組項目の検討
第5回	WG会議 組織・財政強化部門	令和5年12月4日 15:00～17:00	1 取組項目の検討
第4回	WG会議 全体会	令和5年12月13日 14:00～16:00	1 今後のスケジュールについて 2 各部門からの取組項目の報告について
第4回	作業部会	令和6年1月16日 9:30～12:00	1 地域福祉推進第9次5か年計画（素案）について
第4回	策定委員会	令和6年2月15日 10:00～12:00	1 地域福祉推進第9次5か年計画（素案）について 2 今後のスケジュールについて
第2回	総合企画委員会	令和6年2月16日 14:00～16:00	1 地域福祉推進第9次5か年計画の答申（案）について 2 今後のスケジュールについて

## 地域福祉推進第9次5か年計画 (令和6年度～令和10年度)

策 定 令和6年3月発行

編 集 社会福祉法人広島市社会福祉協議会

〒732-0822 広島市南区松原町5番1号  
広島市総合福祉センター内 (BIG FRONT ひろしま 6階)  
TEL: 082-264-6403 FAX: 082-264-6413  
E-mail: [chiiki@shakyohiroshima-city.or.jp](mailto:chiiki@shakyohiroshima-city.or.jp)  
URL: <https://shakyo-hiroshima.jp>



市社協 HP



市社協 Facebook